

令和7年度 磐田南小学校外6校防火設備定期調査業務仕様書

1 目的

建築基準法第12条の3に基づく防火設備の定期調査及び報告業務について、有資格者による検査を実施する。

2 対象施設

- | | |
|------------|------------------|
| (1) 磐田南小学校 | 磐田市千手堂 1356 番地 1 |
| (2) 長野小学校 | 磐田市小島 736 番地 |
| (3) 福田小学校 | 磐田市下太 380 番地 |
| (4) 豊浜小学校 | 磐田市豊浜 9 番地 |
| (5) 竜洋東小学校 | 磐田市中平松 23 番地 |
| (6) 竜洋西小学校 | 磐田市川袋 1900 番地 |
| (7) 竜洋北小学校 | 磐田市堀之内 356 番地 |

3 業務期間

契約日の翌日から令和7年12月5日まで

(ただし報告書類は令和7年11月28日までに静岡県袋井土木事務所建築住宅課へ提出すること。)

4 業務内容及び回数

防火設備定期検査報告 1回 (夏休み期間中が望ましい)

5 対象設備

防火設備

- (1) 防火扉
- (2) 防火シャッター

6 検査の実施

(1) 一括再委託等の禁止

- ① 受注者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- ② 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、あらかじめ発注者の承諾をえなければならない。
- ③ 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又はその名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(2) 検査者の資格

一級建築士、二級建築士、防火設備検査員のいずれかの資格を有しているこ

と。

- (3) 契約締結後速やかに、「検査員の一覧名簿」を提出すること。なお、同一覧名簿には、検査を行う物件について、防火設備検査員等の報告、記載をするものとする。
- (4) 契約締結後速やかに、同一覧名簿記載の検査員の資格を証明する免状等の写しを提出すること。
- (5) 契約締結後速やかに、同一覧名簿記載の検査員と受注者間の雇用関係を証明する公的な書面（健康保険証の写し）を提出すること。
- (6) 検査時には、身分証明書の写し及び雇用関係を証明する公的な書面（健康保険証の写し等）を提出すること。
- (7) 検査に必要な機材は自らの保有する機材にて実施すること。

7 定期調査報告書（業務完了報告書）の作成及び提出

防火設備の定期検査については、調査終了後、報告書類一式（生・副）を作成し、磐田市に代わり、報告書類一式を静岡県袋井土木事務所建築住宅課へ提出すること。また副本を磐田市へ提出すること（原則電子媒体での提出）。

提出書類一式の詳細は静岡県公式ホームページを参照すること。

8 業務規律

調査を実施するに当たっては、下記に留意すること。

- (1) 検査日時の決定
検査員は学校へ連絡して、検査日時を決め日程表を作成し、磐田市へ報告すること。
- (2) 検査日時の厳守
点検・検査日時は慎重かつ無理のないように決め、約束した調査日時は厳守すること。
- (3) 検査の実施
検査の実施にあたり、「点検作業員の一覧名簿」に記載された者が、自らの保有する点検に必要な機材を用いて点検をおこなうこと。
- (4) 検査の安全確認
点検・検査を実施するにあたっては、安全性について十分確認した上行う。危険が感じられた場合は速やかに次善の安全な方法に切替えること。
- (5) 学校授業の妨害、器物等の損傷の防止
学校授業の妨害とならないように配慮するとともに、建物・機器・器具等に損傷を与えないよう留意すること。

9 秘密保持義務

検査業務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。又は自己の利益のために使用してはならない。

防火設備の状況

防火設備の状況

項目 学校名	棟区分	建築物の概要			防火設備の概要	
		階数	建築面積(m ²)	延べ面積(m ²)	防火扉(箇所)	防火シャッター(枚)
磐田南		地上3	2,108.52	5,189.88	15	なし
長野		地上3	1,847.06	4,759.95	11	なし
福田		地上3	2,799.70	6,861.42	7	8
豊浜		地上3	1,277.23	3,248.71	4	3
竜洋東	校舎棟	地上3	848.60	2,483.70	なし	6
竜洋西	校舎棟	地上3	1,628.27	4,477.00	9	3
竜洋北	校舎棟	地上3	1,277.23	3,248.71	4	2

設備・機器一覧表

設備・機器等一覧表													
項目 学校名	複合制御盤		単独制御盤		煙感知器		定温式スポット型感知器		防火戸 連動閉鎖試験	防火シャッター 駆動装置	防火シャッター 連動降下試験	防火シャッター 危害防止装置	基本料金
	回線	台数	回線	台数		個数	回線	個数	台数	個数	個数	個数	式
磐田南			1	15		17			28				1
長野			1×14、3×1	9		15			22				1
福田			1	11		27			12	8	8		1
豊浜		1				8			5	3	3	3	1
竜洋東		1				12				6	6	6	1
竜洋西		1				24			16	3	3	3	1
竜洋北		1				12			6	2	2	2	1